

国立大学法人岩手大学職員兼業規則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則第39条第2項に基づき、国立大学法人岩手大学（以下「岩手大学」という。）の職員の兼業に関する事項を定めることを目的とする。

(権限の委任)

第2条 岩手大学長（以下「学長」という。）は、この規則に規定する権限の一部を他の職員に委任することができる。

(定義)

第3条 兼業とは、報酬の有無にかかわらず、継続的又は定期的に行う業務で次に掲げる場合をいう。

- 一 営利企業の職を兼ねる場合（以下「営利企業兼業」という。）
- 二 自ら営利を目的とした事業を行う場合（以下「自営兼業」という。）
- 三 その他営利を目的としない事業に従事する場合（以下「非営利企業兼業」という。）

2 前項各号の兼業の範囲は、別紙「兼業承認基準等」に掲げるとおりとする。

(承認手続)

第4条 職員が兼業を行おうとする場合は、兼業承認申請書により事前に学長の承認を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、兼業承認申請書の提出は要しないものとする。

- 一 1日限りの場合
- 二 2日以上6日以内で、総従事時間数が10時間未満の場合

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、長期間継続する任期を有する職を兼ねる場合は、兼業承認申請書により承認を得るものとする。

3 第1項第2号の日数の算定に当たっては、従事する日が連続している場合のほか、間隔がある場合においても、あらかじめ従事する日が定まっており、当該業務の内容に継続性が認められる場合については、従事する日のすべてを合算するものとする。

(承認基準)

第5条 学長は、別紙「兼業承認基準等」に適合すると認める場合は、兼業を承認することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、兼業を承認することができない。

- 一 兼業を実施することにより、本務の遂行に支障を生じるおそれがある場合、又は1週40時間の正規の勤務時間を確保することが困難であると予想される場合
- 二 職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じるおそれがある場合
- 三 職員の職責と兼業先との間に、特別な利害関係がある場合、又はその発生のおそれがある場合

(兼業時間の取扱い)

第6条 兼業に従事する時間は、勤務時間外とする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りではない。

- 一 第3条第1項第1号の営利企業兼業のうち、役員等兼業に従事するもので、学長が必要と認めた場合。ただし、兼業に従事するために割いた勤務時間相当分の給与を減額する。
- 二 第3条第1項第3号の非営利企業兼業のうち、次に掲げる兼業に学長の承認を受け無報酬で従事する場合。
 - イ 国(国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体におかれる各種委員会等の職を兼ねる場合
 - ロ 教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする特殊法人、公益法人及び法人格を有しない団体の各種委員会等の業務で、特に公益性が高いと認められる職を兼ねる場合
 - ハ その他学長が必要と認める職を兼ねる場合

(部局長の制限)

第7条 部局長の兼業は、厳に必要と認める場合に限るものとし、原則として無報酬とする。

- 2 前項の部局長とは、人文社会科学部長、教育学部長、工学部長、農学部長及び連合農学研究科長をいう。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、既に承認を受けている兼業については、施行日以後新たにこの規則による承認を要しない。